

姫路市環境基本計画（平成25年3月策定）の概要

1 策定趣旨

姫路市環境基本計画は、「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」に基づき、条例が掲げる基本理念の実現を目指し、市民、事業者、行政などの参画と協働のもと、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものの。

○姫路の環境をみんなで守り育てる条例が掲げる「基本理念」

- 1 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全と創造は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

2 基本的事項

(1) 役割

- ・中長期的な観点から、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの
- ・他の計画の策定及び施策の実施に際し、環境面において整合が図られるべきもの
- ・市、事業者の環境に関する指針となるもの

(2) 対象範囲

環境要素	具 体 例
生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、騒音・振動、悪臭、化学物質、廃棄物 等
自然環境	地形地質、野生生物、生物多様性、緑・水辺・自然とのふれあい 等
快適環境	景観・美化、歴史文化遺産 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨 等

(3) 対象地域

姫路市全域

(4) 期間

平成25年度（2013年度）～令和2年度（2020年度）

3 計画の目指すもの

(1) 環境像

自然と人が調和し、未来につなぐ環境城下町・姫路
～持続可能な環境共生社会の形成を目指して～

(2) 基本目標

基本目標	内 容
市民環境力の向上	あらゆる世代への環境学習の機会の提供、情報発信等や地域全体で環境を保全していく仕組みづくりを行い、地域の多様で貴重な環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたって持続可能な社会をつないでいくための基礎となる市民の環境力の向上を目指します。
低炭素・循環型社会の構築	省エネルギー・低炭素化、「適量生産・適量消費・最少廃棄型」の事業活動やライフスタイルの普及を推進し、環境負荷を低減するとともに、持続的な経済の発展及び快適な暮らしを確保するため、環境と経済の調和を目指します。
生活環境の保全	大気環境、水環境、土壌環境への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化を防ぎ、健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。
自然環境との共生	生物の生息状況について把握し生態系の保護に努めるとともに、身近に緑や水辺とふれあうことができる場所の保全・創造や自然資源の活用を通じて、豊かな自然環境との共生を目指します。
快適環境の創出	歴史文化遺産や自然環境を活用、維持しながら、まちの魅力の向上に取り組む、すべての市民が地域に愛着をもって、快適に暮らせる環境を創出することを目指します。

(3) リーディングプラン

- 環境学習推進の輪づくり
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 生物多様性地域戦略づくり

4 現行計画策定後の国及び本市の主な動向

年	姫路市の動き	国の動き
2013 (H25)	○環境基本計画策定	○省エネ法改正 ・東日本大震災以降のエネルギー需給問題に対応 ○第3次循環型社会形成推進基本計画策定
2014 (H26)	○姫路市大気常時監視システム更新	○水素・燃料電池戦略ロードマップ策定
2015 (H27)	○姫路市災害廃棄物処理計画策定	○持続可能な開発目標(SDGs)の採択(国連サミット) ○パリ協定の採択(COP21) ○地球温暖化対策計画(閣議決定)
2016 (H28)	○生物多様性ひめじ戦略策定 ○中部衛生センター竣工	○パリ協定発効 ○廃棄物処理法に基づく基本方針策定
2017 (H29)		○水素基本戦略策定
2018 (H30)	○地球温暖化対策実行計画(区域施策編)【改訂版】策定 ○姫路市一般廃棄物処理基本計画策定 ○伊勢自然の里・環境学習センター改修・竣工	○第5次環境基本計画(閣議決定) ○気候変動適応法施行 ○気候変動適応計画(閣議決定) ○第5次エネルギー基本計画(閣議決定) ○省エネ法改正 ・企業連携の強化、貨物輸送の効率化 ○第4次循環型社会形成推進基本計画(閣議決定) ○海洋プラスチック憲章の採択(G7サミット)
2019 (H31)	○「COOL CHOICE」賛同宣言	○食品ロスの削減の推進に関する法律公布

新たな姫路市環境基本計画の策定に向けて

1 策定体制

環境基本計画の策定にあたっては、環境施策が広範多岐にわたるうえ、姫路市総合計画をはじめ、姫路市地球温暖化対策実行計画など個別計画における関係施策との整合を図る必要があり、関係各所との調整が必要となるため、以下のとおり計画の策定を円滑に行うための体制を整える。

(1) 庁外体制

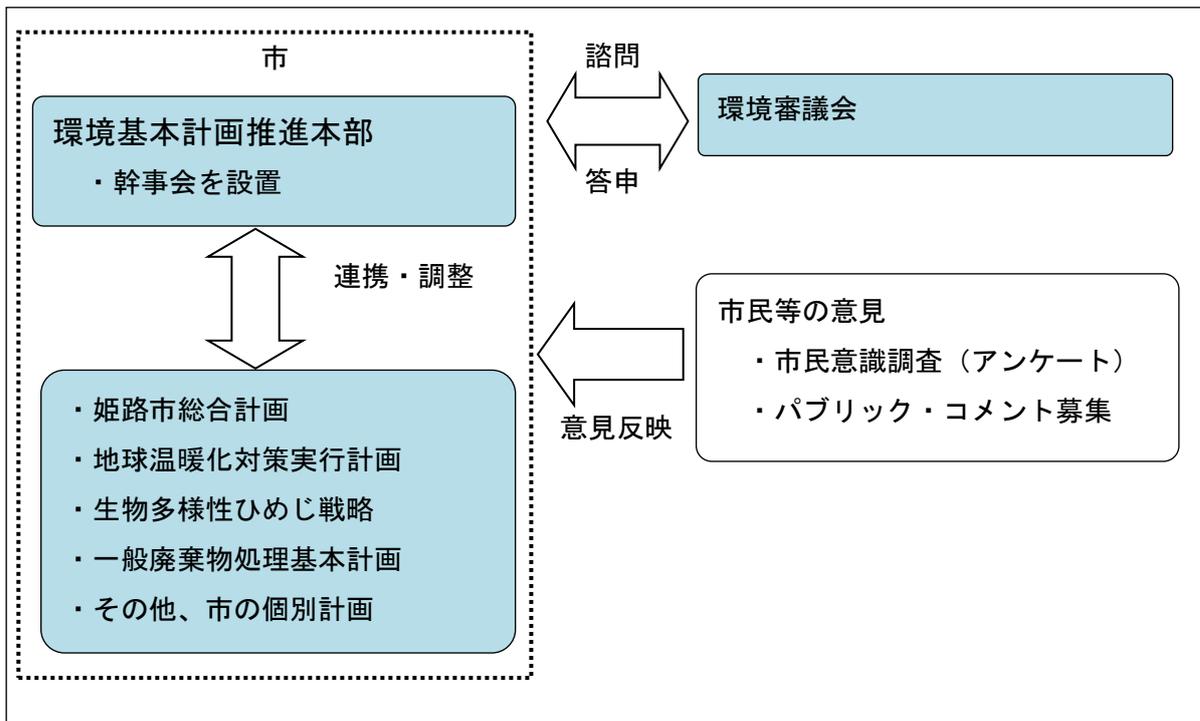
環境審議会は、市長の附属機関として、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置され、学識経験者や民間団体等の代表者などで構成される。

環境基本計画の策定にあたり、姫路の環境をみんなで守り育てる条例に基づき、専門的かつ広範な見地から調査・審議を行う。

(2) 庁内体制

全庁横断的な組織として、環境基本計画推進本部(本部長：市長)を設置している。当本部に、環境の保全と創造に関する施策について検討、調整するため、関係課の主幹級で構成する「環境基本計画幹事会」を設置する。

2 策定に向けての体制のイメージ



○姫路の環境をみんなで守り育てる条例（平成13年3月28日 条例第6号）抜粋

(環境基本計画の策定)	
第9条	市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
2	環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の必要な事項について定めるものとする。
3	市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
4	市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ姫路市環境審議会の意見を聴かななければならない。
5	市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
6	前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

○姫路市環境基本計画策定作業スケジュール（案）

時期	事項	委員出席	内容
2/3	第1回 環境基本計画推進本部会議		・策定概要の説明 ・骨子案の報告
2/19	第1回環境審議会	○	・諮問 ・策定概要の説明 ・骨子案の内容審議
3～4月	市民アンケート実施		
3～6月	環境基本計画推進本部幹事会		必要に応じ、複数回開催。 (具体的な取組施策の検討)
～6月	事務局		計画書素案の作成
6～7月	第2回環境審議会	○	計画書素案の内容審議
7～8月	第2回 環境基本計画推進本部会議		計画書素案の報告
7～8月	(予備開催) ・環境審議会	(○)	(計画書素案の修正内容により、必要に応じて審議会を開催)
8～9月	第3回環境審議会	○	計画案の答申
10月	第3回 環境基本計画推進本部会議		計画案の報告
10月末 ～11月	パブリック・コメント		
12～ 1月	計画書の修正		パブリック・コメントを踏まえた計画書の修正
2月	第4回 環境基本計画推進本部会議		最終案の報告
3月後半	計画の策定・印刷		